政令第三十五号

特許法等の一 部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定 の整備及び経過措置に関する政令

内 | 閣は、 意匠 法 昭 和三十四年法律第百二十五号) 第六十一条第三項及び特許法等の 部を改正する法律

(令 和 元年 法 律 第三号) 附則第四 条 \mathcal{O} 規定に基づき、 この政令を制定する。

(意匠登録令の一部改正)

第一 条 意匠登録令 (昭和三十五年政令第四十一号) の一部を次のように改正する。

第六条の六中 「本意匠」 を「基礎意匠」 に改め、 「又は関連意匠」 の 下 に (当該基礎意匠 の関 連 意匠

及び当該関 連 意匠 に · 連 鎖する段階的な関連意匠をいう。 以下この条にお ζì 、 て 同 ľ _ を加え、 「すべて

を「全て」に改める。

(関連意匠の意匠権に関する経過措置)

特許法等の一 部を改正する法律 (以下「改正法」という。) 第三条の規定による改正後の意匠法

以下 「新法」 という。 第十条第七項に規定する基礎意匠 の意匠登録 出 願 \mathcal{O} 日 が 改正 法 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 で あ

る場合には、 当該基礎意匠に係る関連 意匠 (当該基礎意匠 0 関連意匠 及び当該関 連意匠に連 鎖す る段 %階的

な関連意匠をいう。)の意匠権に係る次の各号に掲げる事項に対する当該各号に定める規定の適用につい

ては、 これらの規定中 「又は放棄されたとき」とあるのは、 「放棄されたとき、又は特許法等の一部を改

正する法律 (令和) 元年法律第三号) 附則第二条第一 項の規定によりなお従前の例によることとされた改正

前の第二十一条第 項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

一 意匠権の移転 新法第二十二条第二項

一 専用実施権 新法第二十七条第三項

附則

この政令は、 特許法等の一 部を改正する法律の施行の日 (令和二年四月一日) から施行する。

理由

定等の登録

0

申請に関する規定を整備するとともに、

特許法等の一 部を改正する法律の施行に伴い、 基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権 の設

基礎意匠の意匠登録

出願

の 日

が同法の施

施行の 日立

前

であ

る場合における 関 | 連意匠 \mathcal{O} 意匠 権 \mathcal{O} 移転等に関する所要の 経 過 /措 置 を定める必 要が あるからで ある。